

1 大学院の教育課程

大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行われます。研究指導は授業とは別に行われます。毎年度学生自身が作成する研究計画に基づき、指導教員は研究指導計画書を作成し、面談等により進捗状況を随時確認しつつ、学生一人一人に特化した研究指導を実施します。

(1) 博士前期課程

○博士前期課程の研究指導の流れについて（4月に入学して3月で修了する場合）

（この流れは、どの専攻でも原則的に共通である。）

【1年次】

4月	前期課程新入生に対する全体／コース別ガイダンスが行われる。指導教員は学生と相談しながら1年次の「研究指導計画書」を作成し、指導教員から学務課へ提出する。この計画に沿って指導が行われる。以後、計画に沿って履修すべき科目を登録し、専門分野に関する知見を高める。
1月下旬	学生は研究報告書を作成する。
2月	研究指導計画に沿って研究が進められたかどうかを指導教員と確認する。

【2年次】

4月	2年次の「研究指導計画書」を指導教員は学生と相談しながら作成し、指導教員から学務課へ提出する。以後、必要な科目の履修を進める。各コースの指示に従い、修士論文に関する研究、中間発表等を行う。
10月	修士論文題目届を提出する。主任指導教員は学生の提出した内容を確認し、適宜修正指示を行う。
11月	修士論文審査委員会が設置される。
12月下旬～ 1月上旬	修士論文および要旨を提出する。
1月下旬～ 2月上旬	修士論文審査委員会による修士論文口述試験が行われ、審査報告書が作成される。それを基に、所属専攻の会議において審議され、課程修了の可否が決定される。

○課程の修了要件（大学院学則第21条）

- 1) 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者と認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。なお、この制度により学位申請する場合は、修士論文題目届提出の際に指導教員の推薦書を添付すること。また、修士論文提出の際に業績一覧を併せて提出すること。

科目区分	単位数	修了単位（30単位） として認められる単位数	備考
特別研究	8～12単位	8～12単位（必修）	生活工学共同専攻は除く

- 2) 博士前期課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。
- 3) 修了要件として各専攻、コースで定めた必修科目の単位を修得する必要があるため、各専攻のガイダンス及び大学院学則を確認の上、履修登録を行うこと。
- 4) 博士前期課程学生が、所属専攻以外の専攻の授業科目を履修する場合及び単位互換協定を締結している他大学大学院の授業科目を履修する場合の単位認定は下記のとおりである。

専攻	他大学大学院の科目履修	所属専攻以外の科目履修	共通科目
比較社会文化学専攻		合計10単位まで認定可	
人間発達科学専攻			
ジェンダー社会科学専攻			
ライフサイエンス専攻			
理学専攻			
生活工学共同専攻			

他大学大学院（単位互換）、他専攻の授業科目履修については、指導教員の指導により履修すること。

5) 生活工学共同専攻の修了要件

必修単位を含めて30単位以上履修すること。また、相手大学（奈良女子大学）の開講科目を専門科目群より4単位以上履修した上で、合計10単位以上履修すること（p.51「授業科目一覧」を参照）。

○指導教員

指導教員は出願時の希望や各々の研究テーマに基づき、各コースのオリエンテーションを経て決定する。決定次第、Web（ポータルサイト）から研究題目を登録し、指導教員の承諾を得ること。なお、主任指導教員は、入学時に配付する「教員配置表」の中から選択すること。

(2) 博士後期課程

○博士後期課程の研究指導の流れについて（4月に入学して3月で修了する場合）

* 以下は研究科として定める標準的な研究指導計画であり、学生は指導教員と相談の上、計画を最適化する。

【1年次】

4月	主任指導教員と研究課題に関する相談を行い、3年間で学位論文提出に至るまでのおおよその計画書を作成する。主任指導教員はそれをもとに「研究指導計画書」を作成し学務課へ提出する。主任指導教員は研究課題遂行のために必要となる専門知識、周辺知識について確認し、学生がそれを備えるための学修および研究を指導する。
10月	学生の学修および研究の進捗（途中経過）について主任指導教員と確認し、必要に応じて計画の見直しを行う。
1月下旬	1年間の学修および研究の進捗について確認する。学生は研究報告書を作成し、主任および副指導教員に提出する。
2月	主任指導教員は、学生の研究報告書に基づき、「研究報告（基礎）」を評価する。

【2年次】

4月	1年次の研究計画の進展に応じて2年次の研究指導計画・到達目標を定め、「研究指導計画書」を作成し主任指導教員が学務課へ提出する。学術論文の投稿や学内外での研究会等における講演・報告など、ここまで達成した研究成果をどのように発表するか、について主任指導教員と相談する。
10月	学修および研究の進捗（途中経過）について主任指導教員と確認し、必要に応じて計画の見直しを行う。自身の専攻・領域における学位論文提出基準を確認し、それを満たせるかどうかの見通しを立て、適宜研究計画を見直す。
1月下旬	1年間の学修および研究の進捗について確認する。学生は研究報告書を作成し、主任および副指導教員に提出する。
2月	主任指導教員は、学生の研究報告書に基づき、「研究報告（発展）」を評価する。

【3年次】

4月	これまで達成した研究成果が学位論文の主な内容としてふさわしい水準に達しているか、もしくは学位論文提出期限までにその水準に到達する見込みがあるかを検討し、学位論文作成・提出までの計画をたてる。それをもとに主任指導教員は「研究指導計画書」を作成し、学務課へ提出する。
9月末	学位論文題目届を提出する。主任指導教員は学生の提出した内容を確認し、適宜修正指示を行う。
10月～11月	学位論文を提出する。
11月～12月	博士論文審査委員会によって提出された学位論文の審査を行う。

○課程の修了要件（大学院学則第22条）

- 1) 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所要の授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとするが、本学大学院博士前期課程を1年で修了した者及び他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者は、博士後期課程に2年以上在学しなければならない。

科目区分	単位数	修了単位（10単位）として認められる単位数	備考
各教員の演習・講義科目	各2単位	6単位まで	各教員が開講する演習・講義科目から履修すること
研究報告（基礎）	1単位	1単位（必修）	欄外③を参照
研究報告（発展）	1単位	1単位（必修）	
研究報告（総集）	2単位	2単位（必修）	
特別講義	各2単位	2単位まで	客員教員等による集中講義
共通科目	各2単位	2単位まで	前期課程設置と後期課程設置の共通科目のうちどちらも履修可（修了単位数に含まれない科目があるので注意すること）
他大学大学院研究科科目	各2～4単位	4単位まで	単位互換協定に基づく特別聴講（博士後期課程の単位を設けている研究科）

- ① 修了単位として必要な単位数は10単位である。
- ② 研究報告（基礎）、研究報告（発展）、研究報告（総集）は必修科目である。
- ③ 当該年度における研究の進行状況・成果・今後の研究計画等をまとめて報告する。1年次は「研究報告（基礎）」、2年次は「研究報告（発展）」とし、それぞれ1単位の科目である。1年次と2年次の1月下旬に、研究報告を指導教員全員に提出し、主任指導教員が適宜他の指導教員の評価を参考にして評価を行う。
3年次に、研究報告（総集）として「3年間のまとめを含む」レポートの他研究成果の印刷公表及び口頭発表等業績一覧を必ず添付の上、提出すること。
- ④ 同一教員から取得することのできる単位数は8単位までである。
- ⑤ 同一名の科目を2回以上履修しても、修了単位として認められるのは1回の履修による単位である。

2) 生活工学共同専攻の修了要件

1) の規定によらず、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。当該課程において優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、本学大学院博士前期課程を1年で修了した者及び他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者は、博士後期課程に2年以上在学しなければならない。

必修科目を含めて合計20単位以上履修すること。

教育・研究上有益と認められるときは、他専攻ならびに他学大学院研究科目を履修することができる。このうち4単位までを本共同専攻での履修単位として認定する。履修科目は、指導教員の指導を受けた上で決定する。

科目区分	単位数	修了要件 (20単位) 単位数	備考
研究倫理・研究マネジメント	1単位	1単位 (必修)	
生活工学特別研究 (博士)	10単位	10単位 (必修)	
共通科目・他専攻科目・他学大学院研究科目	各1～4単位	なし	修了要件単位として4単位まで算入可能

3) やむなく論文提出以前に単位を修得し退学することとなった場合には、退学願を提出すること (3月末日退学: 2月末まで、9月末日退学: 8月末まで)。退学後再入学せずに博士論文を提出する場合、単位修得退学後3年以内であれば審査における免除事項がある。なお、再入学する場合は学位論文提出可能な者とし、全指導教員の許可が必要となる。

○指導教員

博士後期課程では、深い専門性と同時に幅広い視野を修得させるため複数指導教員制をとっている。専門領域の教員を主任指導とし、隣接する領域の研究者を副指導教員とすることができる。学生はまず主任指導教員1名を決めた上で、学生の研究テーマに合わせて、より専門に近い副指導教員 (原則として1名以上) を決める。

ただし、比較社会文化学専攻の副指導教員は、原則として2名とする。主任指導教員は、入学時に配付する「教員配置表」の中から選択すること。

学生は、各指導教員と常に自己の研究内容の進行状況について連絡を保ち、相談しアドバイスを受けつつ研究を進め、年間の成果を「研究報告」レポートとしてまとめる。学位論文作成については、主として主任指導教員から指導・アドバイスを受けることとなる。

(3) 特別研究派遣学生 (大学院学則第18条)

- 1) 他の国立大学法人大学院若しくは国立研究所等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 2) 名古屋市立大学の大学院との協議に基づき、学生が名古屋市立大学大学院薬学研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 3) 学習院大学の大学院との協議に基づき、学生が学習院大学大学院自然科学研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 4) 北里大学の大学院との協議に基づき、学生が北里大学大学院薬学研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 5) 早稲田大学の大学院との協議に基づき、学生が早稲田大学大学院先進理工学研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 6) 芝浦工業大学の大学院との協議に基づき、学生が芝浦工業大学大学院理工学研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 7) 慶應義塾大学の大学院との協議に基づき、学生が慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 8) 他大学院等において研究指導を受けようとする場合は、次の書類を添えて学務課大学院担当へ提出すること。(研究指導を受ける開始月の3ヶ月前の末日までに提出)
 - ① 特別研究派遣学生申請書 (別記様式3) 【P. 45参照】
 - ② 指導教員の推薦書 (A4判様式適宜、押印必要)
 - ③ 研究計画書 (A4判)
- 9) 研究指導を受ける期間は、博士前期課程では1年を、博士後期課程では2年を、それぞれ超えないものとする。